

令和5年度 政策・方針決定等への女性の登用・在籍状況

資料3

◆審議会等委員の登用

(上段)：令和 4年4月1日現在

(下段)：令和 5年4月1日現在

(1) 地方自治法第180条の5に定める行政委員会

名称	総委員数	うち女性委員数	左の割合	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所管
	人(A)	人(B)	% (B/A × 100)			
1 教育委員会	4	2	50.0%	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		教育委員会事務局
	4	2	50.0%			
2 選挙管理委員会	4	1	25.0%	地方自治法	地方自治法第182条第1項の規定により、政治および選挙に関し、公正な意見を有する者の中から市議会において選挙されるため。	選挙管理委員会事務局
	4	1	25.0%			
3 人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3%	地方公務員法	女性登用について検討はしているが、結果として女性1名、男性2名となっている。	公平委員会
	3	1	33.3%			
4 監査委員	2	0	0.0%	地方自治法	女性登用について検討はしているが、結果として代表監査委員及び議会選出の監査委員ともに男性となっている。議会選出の監査委員は議会からの推薦によるもの。	監査委員事務局
	2	0	0.0%			
5 農業委員会	19	3	15.8%	農業委員会等に関する法律	農業委員の被推薦者が女性3名であったため	農業委員会事務局
	19	3	15.8%			
6 固定資産評価審査委員会	3	1	33.3%	地方税法	女性登用について検討はしているが、結果として女性1名、男性2名となっている。	固定資産評価審査委員会
	3	1	33.3%			
計	35	8	22.9%	R4		
	35	8	22.9%	R5		

(2) 地方自治法第202条の3に定める、法律・条例に基づく附属機関

名称	総委員数	うち女性委員数	左の割合	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所管
	人(A)	人(B)	% (B/A × 100)			
1 甲賀市防災会議(会長含む)	47	9	19.1%	災害対策基本法	指定公共機関等の役職を充てるもので、各機関の役職登用に男性が多い状況が女性登用比率を下けている。	危機管理課
	46	8	17.4%			
2 甲賀市国民保護協議会(会長含む)	47	9	19.1%	国民保護法	指定公共機関等の役職を充てるもので、各機関の役職登用に男性が多い状況が女性登用比率を下けている。	危機管理課
	46	8	17.4%			
3 甲賀市総合計画審議会	19	9	47.4%	甲賀市附属機関設置条例	甲賀公共職業安定所の所長が異動で、女性から男性に替ったこと、令和5年3月に就職に伴う解雇届を受理したこと、女性委員の数が2名減となり、女性の割合が40%未満となった。	政策推進課
	18	7	38.9%			
4 甲賀市行政不服審査会	5	1	20.0%	甲賀市行政不服審査法施行条例	同委員に引き続き委嘱したため	人事課
	5	1	20.0%			
甲賀市特別職報酬等審議会	0	0	#DIV/0!	甲賀市附属機関設置条例	審議会を開催する際に委員を選任するため、令和5年4月1日時点での該当なし。	人事課
	0	0	#DIV/0!			
5 甲賀市情報公開審査会	5	2	40.0%	甲賀市情報公開条例		総務課
	5	2	40.0%			
6 甲賀市個人情報保護審議会	5	2	40.0%	甲賀市個人情報保護条例		総務課
	5	2	40.0%			
7 甲賀市コンプライアンス審査会	5	1	20.0%	甲賀市法令遵守の推進条例	大学教授で適任者を探したが該当者がいなかったため。	総務課
	5	1	20.0%			
8 甲賀市公文書等管理審議会	—	—	—	甲賀市公文書等の管理に関する条例	学識経験を有する者として選任に努めた結果、該当者がいなかったため。	総務課
	4	1	25.0%			
9 甲賀市指定管理者選定委員会	5	2	40.0%	甲賀市附属機関設置条例	委員改選にあたり、女性2人以上の委嘱に努めたが1人の合意しか得られなかったため。	マネジメント推進室
	5	1	20.0%			
10 甲賀市行政改革推進委員会	8	4	50.0%	甲賀市附属機関設置条例	委員改選にあたり、女性3人以上の委嘱に努めたが2人の合意しか得られなかったため。	マネジメント推進室
	6	2	33.3%			
11 甲賀市公有財産審議会	7	3	42.9%	甲賀市附属機関設置条例	委員改選により、学識経験者での女性の推薦が得られなかったため	管財課
	7	2	28.6%			
12 甲賀市入札監視委員会	5	1	20.0%	甲賀市附属機関設置条例	入札・契約関係に熟知、精通されている方が少ないため。	契約検査課
	5	1	20.0%			
13 甲賀市国民健康保険運営協議会	18	9	50.0%	国民健康保険法		保険年金課
	18	9	50.0%			
14 甲賀市環境審議会	8	3	37.5%	甲賀市環境基本条例		環境未来都市推進室
	8	4	50.0%			
15 甲賀市交通安全対策会議	16	2	12.5%	甲賀市交通安全対策条例	市職員の充て職が9名中女性は3名のみで、外部機関の被推薦者7名は全て男性であったため。	生活環境課
	16	3	18.8%			
16 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会	14	6	42.9%	甲賀市人権尊重のまちづくり条例		人権推進課
	14	6	42.9%			
甲賀市小集落改良住宅入居者選定審査会	0	0	#DIV/0!	甲賀市小集落改良住宅条例	入居募集していないため	人権推進課
	0	0	#DIV/0!			
17 甲賀市子どものいじめ調査委員会	4	2	50.0%	甲賀市子どものいじめ防止条例		人権推進課
	4	2	50.0%			
18 甲賀市民生委員推薦会	14	4	28.6%	民生委員法	委員の選出区分があて職や団体等からの推薦であり、その役職に占める男性の割合が高く男女比率の調整が難しいため。	地域共生社会推進課
	14	5	35.7%			
19 甲賀市地域福祉計画審議会	14	5	35.7%	甲賀市附属機関設置条例	委嘱について、女性を推薦いただくことが可能な団体等には対応している。委員の選出区分があて職や団体等からの推薦であり、その役職に占める男性の割合が高い為、男女比が40%未満となっている。	地域共生社会推進課
	15	5	33.3%			
20 甲賀市障害者自立支援審査会	9	6	66.7%	甲賀市障害者自立支援審査会条例		障がい福祉課
	9	6	66.7%			

名称	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	左の割合 %(B/A×100)	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所管
21 甲賀市障害者施策推進協議会	10	2	20.0%	甲賀市障害者施策推進協議会条例	公的機関からの選出委員1名が人事異動になり、後任者が男性であったため	障がい福祉課
	10	1	10.0%			
22 甲賀市介護認定審査会	28	14	50.0%	甲賀市介護保険条例		長寿福祉課
	28	15	53.6%			
23 甲賀市介護保険運営協議会	16	5	31.3%	甲賀市介護保険条例		長寿福祉課
	16	8	50.0%			
24 甲賀市子ども・子育て応援団会議	18	5	27.8%	甲賀市子ども・子育て応援団会議条例	各団体に委員の推薦を依頼しており、団体に任せているため。	子育て政策課
	18	6	33.3%			
25 甲賀市勤労青少年ホーム運営委員会	10	4	40.0%	甲賀市勤労青少年ホーム条例		商工労政課
	10	4	40.0%			
26 甲賀市陶業後継者修学資金貸与審査会	6	0	0.0%	甲賀市陶業後継者修学資金貸与条例	関係機関・団体へ委員選出を依頼しているが、各機関・団体の長に女性がないため。	商工労政課
	6	0	0.0%			
27 甲賀市男女共同参画審議会	15	8	53.3%	甲賀市男女共同参画を推進する条例		商工労政課
	15	8	53.3%			
28 甲賀市商工業振興計画審議会	13	3	23.1%	甲賀市附属機関設置条例	関係機関・団体等からの選出にあたり、積極的な女性登用をお願いしたが、個々の事情もあり40%に達しなかった。	商工労政課
	13	3	23.1%			
甲賀市観光振興計画審議会	12	3	25.0%	甲賀市附属機関設置条例	現在任期切れのため、委員数0人。 (令和5年10月1日に委嘱予定)	観光企画推進課
	0	0	#DIV/0!			
29 甲賀市都市計画審議会	14	3	21.4%	都市計画法、甲賀市都市計画審議会条例	役職による審議委員のうち、市議会議長、副議長、産建委員長、産建副委員長及び関係行政機関職員が男性であったことや、公募委員に男性が多かったため。	都市計画課
	13	2	15.4%			
30 甲賀市みんなのまちを守り育てる審議会	7	3	42.9%	甲賀市みんなのまちを守り育てる条例	役職による審議委員のうち、関係行政機関職員が男性であったため。	都市計画課
	7	2	28.6%			
31 甲賀市景観審議会	8	3	37.5%	甲賀市景観条例	役職による審議委員のうち、関係行政機関職員が男性であったため。	都市計画課
	9	3	33.3%			
32 甲賀市空家等対策協議会	9	2	22.2%	甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例	各種団体に委員の推薦を依頼しているが、その際に市が性別を指定することが適当でないため。	住宅建築課
	9	1	11.1%			
甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会	0	0	#DIV/0!	甲賀市附属機関設置条例		公共交通推進課
	0	0	#DIV/0!			
33 甲賀市水道事業審議会	10	4	40.0%	甲賀市水道事業審議会条例		上下水道総務課
	10	5	50.0%			
34 甲賀市下水道審議会	14	4	28.6%	甲賀市附属機関設置条例	委員改選について、下水道事業の経営や健全な運営等を審議いただける関係団体等に委員の選任を依頼し、各団体の代表として当審議会に選出された結果、女性委員の割合が40%未満となった。	上下水道総務課
	10	3	30.0%			
35 甲賀市学校給食センター運営委員会	17	10	58.8%	甲賀市学校給食センター条例		教育総務課
	11	7	63.6%			
36 甲賀市教育行政評価委員会	5	2	40.0%	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、甲賀市附属機関設置条例		教育総務課
	5	2	40.0%			
37 甲賀市教育支援委員会(甲賀市就学指導委員会)	18	8	44.4%	甲賀市附属機関設置条例	甲賀市教育支援委員会の委員選出については、各組織からの推薦で委員が決定されているため、今年度は女性比率が40%未満となった。	学校教育課
	18	6	33.3%			
38 甲賀市子どものいじめ問題対策委員会	3	1	33.3%	甲賀市子どものいじめ防止条例	委員4名のうち3名が男性であるため、女性比率が40%未満となった。	学校教育課
	3	1	33.3%			
39 甲賀市社会教育委員の会議	12	6	50.0%	社会教育法		社会教育スポーツ課
	13	8	61.5%			
40 甲賀市図書館協議会	11	7	63.6%	図書館法		社会教育スポーツ課
	11	7	63.6%			
41 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	8	2	25.0%	甲賀市附属機関設置条例	委員は各種団体から選出いただいているが、選出母体の団体に女性が少なく、選出が困難であったため。	社会教育スポーツ課
	8	2	25.0%			
42 甲賀市少年センター協議会	15	4	26.7%	甲賀市少年センター条例		社会教育スポーツ課
	15	7	46.7%			
43 甲賀市文化のまちづくり審議会	12	5	41.7%	甲賀市附属機関設置条例 文化のまちづくり条例		社会教育スポーツ課
	12	5	41.7%			
44 甲賀市スポーツ推進審議会	12	4	33.3%	スポーツ基本法第31条	関係団体からの選出であり、団体によっては女性の選出が困難。また、役職によるあて職もあるため。	社会教育スポーツ課
	12	4	33.3%			
45 甲賀市文化財保護審議会	8	2	25.0%	甲賀市文化財保護条例	市内の文化財の種類に応じて学識経験を依頼しているが、専門分野によっては女性が少なかったため。	歴史文化財課
	8	2	25.0%			
46 甲賀市地域医療審議会	11	2	18.2%	甲賀市附属機関設置条例	医療関係者、有識者など、審議会委員としての適任者を選任している。	医療政策室
	11	2	18.2%			
計	577	196	34.0%	R4		
	566	190	34.2%	R5		

(3) 要綱・規則等に基づく委員会等

名称	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	左の割合 %(B/A×100)	設置根拠	女性委員が40%未満である理由	所管
1 甲賀市明るい選挙推進協議会	21	6	28.6%	甲賀市明るい選挙推進協議会規約	規約に基づき選出していたく母体からの推薦であるため男性比率が高い。	選挙管理委員会事務局
	21	6	28.6%			
2 甲賀市地域安全安心ネットワーク会議	25	7	28.0%	甲賀市地域安全安心ネットワーク会議設置要綱	委員の多くを関係団体等の会長職に充てており、各団体の役職登用に男性が多い状況が女性登用比率を下けている。	危機管理課
	24	7	29.2%			
3 甲賀市市民協働事業提案制度審査委員会	7	3	42.9%	甲賀市市民協働事業提案制度審査委員会設置要綱	審査総委員数6名のうち2名を総合政策部長および次長が務めており、市職員以外の委員では、男性2名女性2名の50%割合である。	市民活動推進課
	6	2	33.3%			
4 甲賀市多文化共生推進委員会	10	5	50.0%	甲賀市多文化共生推進委員会設置要綱		市民活動推進課
	10	6	60.0%			

名称	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	左の割合 %(B/A×100)	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所管
5 甲賀市市民参画協働推進検討委員会	12	3	25.0%	甲賀市市民参画・協働推進設置要綱		市民活動推進課
	12	6	50.0%			
6 甲賀市行政改革推進本部	19	5	26.3%	甲賀市行政改革推進本部設置要綱	部長会議を構成する者としているため。	マネジメント推進室
	17	4	23.5%			
7 甲賀市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会	5	1	20.0%	甲賀市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会要綱		保険年金課
	5	2	40.0%			
8 甲賀市交通安全推進協議会	18	3	16.7%	甲賀市交通安全推進協議会設置要綱	充て職の団体等が多く、その代表に男性が多いため。	生活環境課
	18	2	11.1%			
9 甲賀市斎苑連絡協議会	10	1	10.0%	甲賀市斎場条例施行規則	近隣自治会・区からの推薦による委員構成のため	生活環境課
	10	1	10.0%			
10 甲賀市人権擁護推進員	24	4	16.7%	甲賀市人権擁護推進員設置要綱	学区のあて職のため	人権推進課
	24	4	16.7%			
11 甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部	18	5	27.8%	甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部設置要綱	部長級のあて職のため	人権推進課
	16	4	25.0%			
12 甲賀市宇川会館運営委員会	29	4	13.8%	甲賀市宇川会館運営委員会要綱	関係機関・団体等のあて職のため	人権推進課
	29	5	17.2%			
13 甲賀市清和会館運営委員会	17	5	29.4%	甲賀市清和会館運営委員会要綱	関係機関・団体等のあて職のため	人権推進課
	18	3	16.7%			
14 甲賀市かえで会館運営委員会	16	2	12.5%	甲賀市かえで会館運営委員会要綱	関係機関・団体等のあて職のため	人権推進課
	14	2	14.3%			
15 甲賀市牛飼教育集会所運営委員会	14	1	7.1%	甲賀市牛飼教育集会所運営委員会要綱	関係機関・団体等のあて職のため	人権推進課
	14	3	21.4%			
甲賀市大久保教育集会所運営委員会	14	6	42.9%	甲賀市大久保教育集会所運営委員会要綱	R5.3月末で閉所	人権推進課
16 甲賀市西教育集会所運営委員会	16	6	37.5%	甲賀市西教育集会所運営委員会要綱		人権推進課
	16	7	43.8%			
17 甲賀市障害者虐待防止ネットワーク協議会	10	4	40.0%	甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱	公的機関からの選出委員1名が人事異動になり、後任者が男性であったため	障がい福祉課
	10	3	30.0%			
18 甲賀市障害者虐待対応検討会議	5	2	40.0%	甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱		障がい福祉課
	5	2	40.0%			
19 甲賀市障害者差別解消支援地域協議会	13	1	7.7%	甲賀市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱	各種団体からの委員選出の際、女性の選出をお願いしたが、1名に留まった。	障がい福祉課
	13	1	7.7%			
20 甲賀市地域密着型サービス運営委員会	16	8	50.0%	甲賀市地域密着型サービス運営委員会設置要綱		長寿福祉課
	16	7	43.8%			
21 甲賀市地域ケア会議	24	10	41.7%	甲賀市地域ケア会議設置運営要綱	各団体からの推薦により委員を選定しているが、推薦された方のほとんどが男性であったため。	長寿福祉課
	24	8	33.3%			
22 甲賀市福祉有償運送事業運営協議会	14	1	7.1%	甲賀市福祉有償運送事業運営協議会設置要綱	各団体からの推薦により委員を選定しているが、推薦された方のほとんどが男性であったため。	長寿福祉課
	13	0	0.0%			
23 甲賀市地域包括支援センター運営協議会	16	8	50.0%	甲賀市地域包括支援センター運営協議会設置要綱		長寿福祉課
	16	7	43.8%			
24 甲賀市健康づくり推進協議会	12	5	41.7%	甲賀市健康づくり推進協議会設置要綱	各団体からの推薦により委員を選定しているが、今年度は男性の推薦が多かったため。	すこやか支援課
	12	2	16.7%			
25 甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会	25	11	44.0%	甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会設置要綱	各団体の代表であるため。	家庭児童相談室
	25	6	24.0%			
26 甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定委員会	10	6	60.0%	甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定委員会設置要綱		家庭児童相談室
	8	5	62.5%			
27 甲賀市男女共同参画推進本部	41	19	46.3%	甲賀市男女共同参画を推進する条例		商工労政課
	39	18	46.2%			
28 甲賀市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会	6	0	0.0%	甲賀市小規模企業者小口簡易資金貸付要綱	市内金融機関に推進を依頼しているが、融資担当部署の責任者等の女性の比率が低い。	商工労政課
	6	0	0.0%			
29 甲賀市地域公共交通活性化協議会	30	1	3.3%	甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱	当協議会の委員については、各構成団体からの充て職による任命が大半であるため。	公共交通推進課
	31	2	6.5%			
30 甲賀市スポーツ推進委員	36	19	52.8%	スポーツ基本法、甲賀市スポーツ推進委員規則		社会教育スポーツ課
	38	21	55.3%			
31 甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会	10	0	0.0%	甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱	専攻分野に学識経験者を依頼しているが、専門分野に女性が少なかったため。また、市長が特に認める者については、雲井自治振興会に推薦依頼したが、女性が含まれていなかった。	歴史文化財課
	9	0	0.0%			
32 甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会	4	0	0.0%	甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会設置要綱	曳山の保存修理に関する専門知識は非常に特殊であり、男女問わず適任者が全国的にも寡少であるため。	歴史文化財課
	4	0	0.0%			
33 甲賀市指定無形文化財信楽焼保持者認定検討委員会	—	—	—	甲賀市指定無形文化財信楽焼保持者認定検討委員会設置要綱		歴史文化財課
34 甲賀市まちづくり活動センター運営協議会	9	5	55.6%	甲賀市まちづくり活動センター運営協議会設置要綱	現在、委員の選考中	市民活動推進課
	5	3	60.0%			
35 甲賀市予防接種健康被害調査委員会	4	1	25.0%	甲賀市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	予防接種に関する専門知識を有することが必要となるため。	(新型コロナウイルス感染症対策室)
	4	1	25.0%			
計	580	168	30.0%	R4		
	532	147	27.6%	R5		

名 称	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	左の割合 %(B/A × 100)	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所 管
-----	--------------	-----------------	----------------------	---------	-----------------	-----

(1)～(3)の合計	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	女性委員の割合 %(B/A × 100)	年 度	備 考	
	1172	372	31.7 %	R4		
	1123	345	30.7 %	R5		